

以上本書各篇を通覽するに、歐亞大陸の北方帯に於ける所謂スキタイ系統の馬具・銅劍・銅鞘・銅容器その他の金具類等の遺物を通じて、西方文物の東漸、乃至は該地帯から出土した支那漢代の絹布・漆器・鏡・玉璽等の遺品により漢代文物の西漸が巧みな手際によつて系統的に證示されて居り、敢て考古學者のみならず廣く東洋史一般に關心を有するものの必讀を望む次第である。就中、ややもすれば文獻のみに提はれ勝ちな吾々は、この書によつて、文獻的記載が如何に特殊なものであるか、そしてこの特殊の背後に在る一般性普遍性が如何に注意さるべきか、從つて特殊のもつ普遍、一の含む多を常に考慮に入れつつ文獻的史料は取扱はるべきかを今更の如く痛感せしめられるであらう。(昭和十三年六月、星野書店發行、菊版二九八頁、挿圖一〇九、價六・〇〇圓)〔田村實造〕

稻葉博士滿鮮史論叢
還曆記念

稻葉博士還曆記念會編

本書は文學博士君山稻葉岩吉氏が昨年を以て還曆の齡に達せられたに際し、博士の知友、後進諸士が、博士の滿鮮史學界に於ける功績を記念し以て慶頌の意を表せんがために編纂刊行した一大論文集である。載録せるもの二十五篇の多きに上り、概ね朝鮮及び滿洲の文化研究に關するもので、いかにも斯界の先達の頌語を飾るにふさはしい。まづ、卷頭に收録した稻葉博士の「予が滿鮮史研究過程」と題する一篇は、博士の年譜の用をなすとともに、

又日露戰役前後より漸く開拓の機運に惠れた我が滿鮮史學界の一回顧録でもあつて、興趣深く讀者に呼びかける。以下掲載の諸論文を紙幅の許す限りに於て紹介を試みよう。

「高句麗の蓋牟城に就て」(園田一龜)は唐太宗高句麗征伐軍の攻陷した蓋牟城の位置は、賈耽道里記によると遼陽より撫順に至る道順にあることが推定せられ、又唐書韋挺傳によれば、これが新城(近年撫順城背後の小城址がそれに當るとせられてゐる)と隣接してゐたことが知り得るといふ理由で、その地を撫順千金寨西方古城子の土城(今は露天堀の區域内に入る)に擬定し、奉天遼陽の中間十里河邊に比定せんとする松井等氏の説(滿洲歷史地理二)を訂正したものの、近年發見せられた新城遺蹟の位置と韋挺傳の記事とを活用して立論したのは本篇の強味である。

「金の曷蘇館路と寧州」(島田好)は、朱希祖「鴨江行部志地理考」「金曷蘇館考」の所説に反對し、金は國初遼の舊に仍つて曷蘇館路を建て、都統を置いたが、天會七年寧州に徙治し、天德三年都統を節度使に改め、明昌四年遂に之を廢して辰州(今の蓋牟)に編入したと説き、寧州の位置を鴨行部志等によつて今日の蓋、復二縣の境界線をなす浮渡河の上流なる龍口河と蓋復街道との交叉點附近にして河の北岸であると考定してゐる。「金初の字重に就て」(三次男)は、金の建國以前女眞諸部は數多の大部族に分れ、更にそれが數部乃至數十部の小部に分れてゐた。その小部の長が字重であつて、部民に對して行政權・司法權及び兵權等を有してその職は世襲であつた。建國後金室が新機構穩安謀克制を定めて後も、

舊女眞諸部勢力との摩擦を避け、金室直轄地及び一部の新占領地以外の女眞諸部に於てこれが存置を許してゐたが、その後中央政府の權力強大となるや猛安謀克制を擴充し舊女眞諸部の整理を行ひ、李革の權限を削り、太祖の天輔末年より太宗の天會年間には家柄を示す一種の榮爵、或は純然たる地方官化し、遂に天會末年廢止せられた經過を明快に叙述してゐる。

「清の太祖と李成梁との關係」(和田清)は、明の記録には、清の太祖がその幼時に於て、明末二十數年の久しきに亘り遼東の兵權を握つて一大勢力をなしてゐた明の遼東總兵官李成梁の膝下に養はれ他日雄飛の素地を作つたとするものがあるが、これを清人記錄と照合考證すれば、かゝる事實は考へ得られないし、又右事實を傳へる明人の記錄自體を比較しても疑はしい點があつて首肯できない。この傳説は太祖がすでに勃興して跳梁を極め、明人の憎しみが漸く甚しくなつた時これを卑め傷けんがために、「奴酋は元來李成梁の保護をうけて成り上つたものだ」といふ程度に記したものに次第に尾鰭をつけて發達した傳説に相違ないと斷定を下し傳説發展の段階を諸文獻に就て考へてゐる。博引旁搜、これによつて得たる結果は如上傳説の抹殺にとゞまらず、明末に於ける邊外諸酋と明將との關係を明示し、明人諸記錄の性質の一端をも知らしめた味のある作品である。「清初擺牙喇考」(簗淵一)は、著者の清初八旗組織制度研究の一部をなすもの、清初の記録に見える擺牙喇、拜雅羅、擺牙喇等が滿洲語の *Bayan* の譯字なることを指摘し、主として漢文記録では實錄類、滿文では滿洲實錄の滿文と

滿文老檔とより關係記事を克明に蒐錄して歸納的にその性質職務を探索した結果、清初の擺牙羅は旗本中の旗本ともいふべく、八旗中に包含されながら別個の組織體系として特殊のもので、軍の後方に在つて策應し、司令本部に在つて前軍を監視する如き役を有し、正兵たる旗兵とは異り、汗、貝勒の私兵の意味があり、より強き絕對服従の關係によつて結合され、國家組織の紐帶を強固にし、社會秩序の維持に當つたこと等の諸性質を把握してゐる。

「高麗開城府考」(末松保和)は、主として高麗史地理志と百官志との記載を精密に比較考究して、忠烈王三十四年以前の開城府の所在地は王京以外の地に在つたが、それ以後は都城内に入り、都城外のことを掌るものとして開城縣を別置したことを明にし、開城府の職能は高麗の京畿の統制を主眼とし、京畿は高麗朝士大夫の經濟的地盤であつたので、開城府の職能の盛衰、統制の及ぶ範圍は京畿の範圍の伸張退縮と常に相伴つたこと、開城府の職能は京畿の統制の外に民庶の婚姻訟の裁斷といふが如き全國的なものをも持つてゐたと推定されること等を提示してをり、政治社會經濟上に於ける京畿の重要性が強調せられ、短篇ながらその規はんとする所の大なるを思はしめる。「高麗時代の重房及政房に就いて」(内藤萬輔)は、初期の重房は武官統率のために設けられた場所であり同時にその職務の官であつたが、文臣武臣の抗爭の結果武臣が文臣を抑へると自然一般政務の中心となつた。一方政治化した重房に對立するために、一時的ではあつたが武將のみの個人的團體たる將軍房、有力な武將の私兵たる都房なども發生した。政房

は權臣崔怡の時代にその私第に置いた政事堂で、一切の官吏の任免を行ひ重房の地位にとつて代つた。政房は文臣の勢力を背景とするもので、政務を中心として自ら一般軍務をも指導するに至つたが、蒙古服屬とともに權臣も出ず、政房は單なる政務の機關として斷續的に置かれ、遂に恭愍王元年に廢せられ、重房の名がまた現れるが、これは兵事警察のみを司るだけで、その名稱は時々廢置はあつたが李朝初期までつゞいたと説く。重房、政房の性質を闡明することによつて高麗朝に於ける文武權臣政治を窺はんとする著者の意圖は果されてゐる。

「朝鮮に於ける一夫多妻の存在期に就て」(今村軼)は、支那に於ては唐代以後、日本に於ては武家時代よりすでに妻妾の分が嚴格となつてゐるのに、朝鮮に於ては一夫多妻の風俗の餘澤がなほ今日に残つてゐることを精しく例證したもの。「朝鮮中宗時代の禁銀問題」(申奭鎬)は、朝鮮では明へ進獻すべき金銀の檢出に苦み、世宗十三年、金銀は本國の所産に非ずといふ理由で歲貢の免除を得たので、その手前金銀を明に輸出することを嚴禁した處、その後中宗時代瑞川銀の採掘と日本銀の流入とによつて國內に銀が多くなり、その結果明に對する密賣盛となり唐物使用が流行し上下奢侈の風に染んだので、種々の法規を立て、禁止したが遂に禁じ得なかつたといふ經緯を詳述し、この禁銀、唐物貿易の制限は、北京に於て朝鮮使節の行動を制限し、朝鮮にとつては國交上の大恥辱とされた玉河館の門禁解除の要求を貫徹せんがための一手段でもあつたことをも指摘してゐる。「朝鮮宣祖末年の書鑑蒐集と印

出」(丸龜金作)は、文祿慶長の役に或は兵火に罹り、或は亂民の掃掠する所となつて數多く散佚した朝鮮の板籍を補填せんがために蒐集せられ編纂印出せられた諸種書籍に關する精緻なる論考である。

「李朝時代の西北領界と鴨綠江——特に清朝との關係を論ず——」(麻生武龜)は、清國と朝鮮との境界となつた鴨綠江々流の歸屬、右岸に設けた空間地に於ける清の置縣と境界線への壓迫等を委曲説述してをり、「鮮露保護密約締結の企に就いて——一八八四年より一八八六年に至る——」(重吉萬次)は、甲申(明治十七年)事變直後とその翌年の兩回、朝鮮王廷が露國の保護を求めんとして失敗した事件の顛末を、日鮮支の記録によつて描寫したもの、特に後の場合に於ける袁世凱、李鴻章の暗躍がよく書かれてゐる。又「統監府間島派出所の事蹟概要」(篠田治策)は、明治四十年八月間島龍井村に設置せられ、四十二年十月間島に關する協約の締結によつてその地を撤退した統監府間島派出所の事蹟を、當時の所員たりし著者が要略記述したものである。

「朝鮮人の日本風俗觀」(鮎貝房之進)は、朝鮮人の訪日記録より、朝鮮人の眼に眼に映じたわが國の奇俗奇習を拔萃詳述して興味深く、「琉球歷代寶案に遺る朝鮮との交渉」(秋山謙藏)は、琉球に遺れる外交文書、歷代寶案に記載せられた朝鮮と琉球との交渉記事の内より、李朝世宗十三年、琉球國王の使臣夏禮久が對馬の商船に便乗して乃而浦に着したことを始め二三の事項をとりあげ、これと李朝寶錄の記事とを照合して李朝寶錄の正確なるを立證して

る。

「龍谷本龍龜手鑑の雕造年代に就いて」(大屋徳城)は朝鮮總督府圖書館藏寂滅示衆論に見える刊記によつて、さきに著者が龍谷本龍龜手鑑雕年代として推定して提示した成化八年印成説の確證を得たことを報じ、「我國傳存の清三朝實錄に就いて」(今西春秋)は我國に於ける清三朝實錄の傳存本たる恭仁山莊文庫、内閣文庫、帝國圖書館及第一高等學校圖書館所藏本の調査報告で、各處傳本は何れもその原を一にする同一種の傳寫本であらうとしてゐる。

「董越朝鮮賦考」(植野武雄)は明人董越の撰した「朝鮮賦」の説明とその異種本に關する調査を兼ね、「朝鮮の集字碑に就いて」(葛城末治)は、朝鮮に於ける集字碑(晋の王羲之、唐の太宗、新羅の金生の三者がある)に關する解説であり、ともに鮮支の文化交流に關係ある論考であるが、「金阮堂と吳蘭雪の翰墨緣——清鮮文化交流の一淵——」(藤塚郷)も、純祖九年(嘉慶十四年)より翌年にかけて父西堂の冬至副使として北京に滞在中當時の名賢と交り海東の天才として殊遇をうけて歸東した金阮堂と、嘉道間の詩人吳蘭雪との碑墨の交渉を述べたものである。

その他、明廣輿圖攷(福克司)、「李朝時代京城市制」(李能利)、「成研經齋與其學術述略」(李丙憲)、「蕃別の家系譜について」(津田左右吉)の諸篇がある。なほ卷首に稻葉博士肖像、金敦熙、松田甲兩氏の賀章、市村瓚次郎博士の序文が載せられ、本論叢に慶頌の氣を添へてゐるが、たゞ稻葉博士の著述目録がないといふことはかへすゞも遺憾である。(菊判七六九頁、昭和十三年六月發

行、非賣品)(外山軍治)

滿蒙史論叢 第一

日滿文化協會刊

本論叢の内容は次の四篇より成つて居る。

唐代に於ける契丹族の研究

——特に開國傳説の成立と八部組織に就いて——

遼代に於ける漢人と刑法に關する一考察

生女眞勃興過程の一考察

劉豫の齊國を中心として觀たる金宋交渉

田村實造
若城久治郎
小川裕人
外山軍治

唐代に於ける契丹族の研究 契丹個々の開國説話と認めらるゝ灰牛白馬傳説を整理分析すれば次の三共通要素、即ち(Ⅰ)潢水・土河合流點に契丹族の本據が存したこと、(Ⅱ)契丹八部の祖として一對の夫婦より出生した八子が指示されること、(Ⅲ)灰牛白馬・木葉山の信仰の起源が示されて居ること、が抽出され得る。かくして得られた此等三項目に夫々關係付けられて居る現實的事象こそは以て本傳説と支那文獻の傳ふる歴史事實とを接合せしむる媒介であり、同時に本傳説成立年代を限定す可き基礎的條件である。史實に基據を求めつゝ、此の媒介を通して開國説話に歴史的解釋を賦與し、かくして得られる兩面の資料を綜合する事によつて所期の目的は達せられるであらう。本篇は以上の如き構造と方法とを以つて本傳説の成立年代を考定せんとするものである。